仕　　様　　書

以下、自動体外式除細動器を「ＡＥＤ」という。

１　業　務　名　　スポーツ・健康の森公園ＡＥＤ月額リース料（長期継続契約）

２　リース期間　　平成 25 年５月１日～平成 31 年４月 30 日（72 カ月）
※入札書には総額ではなく月額のリース料を記載すること

３　リース品名、数量等

NO	品名		数量	単位
1	ＡＥＤ 本体	ハートスタートＨＳ１（M5066A） （㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製） ※専用バッテリー（M5070A）を含むこと。	1	台
2	除細動 パッド	成人用パッドカートリッジ（M5071A）	成人用１	組
		小児用パッドカートリッジ（M5072A）	小児用１	組
3	キャリングケース	ハートスタートＨＳ１用（M5075A） ※ＡＥＤ本体を収納するもの	1	台
4	ＡＥＤ救急セット	救急用はさみ×１、除毛ﾃｰﾌﾟ×５、使い捨て不敷布×４、ﾆﾄﾘﾙｺﾞﾛｰﾌﾞ×１、人口呼吸用ﾚｻｺ×１ （ＡＥＤ本体に付属するものがある場合、セットの中身から外してもよい）	1	セット
5	収納ボックス	ＡＥＤボックスコンパクト（M3K-1009COMPACT） （ＡＥＤ収納ボックス（UB-931-W）でも可）	1	台
6	サイン	ＡＥＤサインボード（AED-SD03） 壁面袖付け（寸法：高さ 25.4×幅 17.7cm 相当）	1	基
7	バッテリ	内蔵バッテリ（M5070A）交換 ※導入後３年目安で交換すること。	1	回
8	交換用 パッド	成人用パッド及び小児用パッド ※契約期間内２年目安で２回交換すること。	成人用２	組
			小児用２	組
9	その他	取扱説明書（日本語表記によるもの） メーカーで標準装備となっている備品・消耗品	1	式
以上、月額リース料を見積もる。（消費税及び地方消費税は除く）				

※上記品名以外のもので入札を希望する場合は、同等品以上の性能を有する物品を対象とする。
※もともと標準付属品にて上記数量を満たす場合には、別に見積もらなくてもよい。

４　ＡＥＤ規格、共通仕様等

(1)　機器操作時、日本語による音声ガイダンスにて心肺蘇生法（ＣＰＲ）の手順を説明する機能をもつこと。内容として胸部圧迫の位置やリズム、気道確保の方法、人工呼吸の指示を音声で行なうものとする。

(2)　厚生労働省の高度管理医療機器の承認を受けている機器であること。

(3)　リース開始時に最新製作されたものであること。

(4)　最新の日本版救急蘇生ガイドラインの対応機種であり、ガイドライン改訂時に内蔵プログラムの更新が可能となる機器であること。
(5)　チェックテストを定期的に行ない異常の際にアラームや音声で知らせる機能をもつこと。
(6)　バッテリは、待機状態で概ね３年以上の寿命を確保できるもの。また、200 回程度のショックまたは４時間程度の動作ができること。使用開始期限を明記すること。
(7)　電極用パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。
(8)　ショックが必要であると判断した後で、患者の心電図波形が正常に戻った場合には、電気ショックを自動的に取り消す機能があること。
(9)　キャリングケースは本体を保護し、屋外等への持出しでき、付属品を携行できること。
(10) 収納ケースは壁掛け型とし、キャリングケースに入れたまま収納でき、ドアを開けたときに警報音を発すること。４点止め以上にてコンクリート壁または木壁に固定すること。
(11) リース期間満了後、当該機を用いた再契約は予定していないものとする。なお、本仕様書３のNO５及びNO６については、壁面設置のまま残存するものとする。

５　リース期間中における保守について
(1)　通常保管管理状態の故障・破損・盗難時には、機器の修理・交換を無償で行うこと。
修理期間中は代替品を無償で支給すること。
(2)　内蔵プログラムの更新は無償とすること。
(3)　品名に記載されていないもので定期更新必要となる物品は、使用期限前に無償で交換すること。
(4)　機器使用不可能時には、２４時間、３６５日対応すること。
(5)　機器使用後は、速やかに補充・交換必要な物品を無償で整えること。場合によっては、バッテリ交換についても無償で行うこと。

６　納入場所
滑川市スポーツ・健康の森公園　休憩所（滑川市柳原地内）

７　納入期限
平成 25 年４月 30 日（火）までに納入すること。
（納入期限前に納入された場合でも、リース期間開始日は平成 25 年５月１日（水）とする。）

８　留意事項
(1)　納入物品は、全て新品・未使用品とすること。製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適合基準等を満たした製品とすること。また、物品の納品が完了した日から１年間は無償保証期間とし、メーカー又は納入業者の責任に帰する故障・汚損、不良その他不具合が生じた場合は、速やかに交換に応じること。
(2)　各物品の搬入について、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用をリース契約金額に含むものとすること。
(3)　物品の納入にあたっては、市が指定する日時に滑川市スポーツ・健康の森公園休憩所へ搬入し、開梱のうえ設置するものとし、搬入、梱包材等の処分及び設置に関する

一切の経費については、納入業者の負担とすること。

(4)　物品を納入するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、納入業者が負担し原状に復旧すること。

(5)　試験運転、調整等を必要とする物品については、試験運転等を行い使用可能な状態で検査を受けること。

(6)　支払条件は、物品の納品が完了した後に行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとすること。

(7)　機器納入後からリース開始日までに機器を使用する機会があった場合でも、本仕様書５に掲げる保守を適用し、履行すること。

(8)　その他疑義等生じた場合は、納入業者と市とで協議のうえ決定するものであること。